平成 26 年度 11 月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

9月補正予算編成後の状況の変化により、緊急かつやむを得ないものについて対応するため、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出予算の補正

(単位:百万円、%)

会 計 別	前回までの 累 計 額	11 月補正予算額	11 月現計予算額	(参考) 26 年度 11 現/ 25 年度 11 現
一般会計	1, 867, 201	4, 945	1, 872, 146	105. 2
特別会計	1, 178, 068	-	1, 178, 068	108. 2
企業会計	122, 668	1	122, 668	106. 4
計	3, 167, 938	4, 945	3, 172, 883	106. 4

⁽注) この資料の計数は、表示単位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 一般会計の財源内訳

(単位:百万円)

	款 別		前回までの 累 計 額	11 月補正予算額	11 月現計予算額
国	庫 支 出	金	181, 383	2, 566	183, 949
財	産 収	入	8, 392	2	8, 395
繰	入	金	49, 914	131	50, 046
繰	越	金	323	2, 243	2, 567
そ	0	他	1, 627, 188		1, 627, 188
	計		1, 867, 201	4, 945	1, 872, 146

⁽注) この資料の計数は、表示単位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

3 補正予算案の内容

○ 医療・介護サービスの提供体制を確保する取組み(P8参照)

39 億 8, 488 万円

動・ 地域医療介護総合確保基金の造成等

38 億 5, 304 万円

国からの交付金等を原資として、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するための基金を造成する。

・ 地域医療介護総合確保基金事業の実施

1億3.184万円

基金を活用して、在宅医療の提供、医療従事者の確保に関する事業を実施する。

「保健福祉局保健医療部医療課 TEL 045-210-4860]

〇 県議会議員及び知事選挙に要する経費

9億4.546万円

平成27年4月に行われる県議会議員及び知事選挙の執行にあたり、今年度中に準備が必要な投票用紙や選挙公報の印刷などにかかる経費を計上する。

「政策局自治振興部市町村課 TEL 045-210-3161]

〇 学校事故訴訟和解金

1,500 万円

県立学校における部活動中の事故に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第 89 条による横浜地方裁判所からの和解勧告に基づき和解する。

[教育局支援部学校支援課 TEL 045-210-8210]

〇 指定管理費

一 万円

※11月補正予算での計上はなし

【債務負担行為の設定】 限度額 8億1,036万円

県が管理する次の施設について、指定管理者に対して指定管理料を支払うため、債務負担行為を設定する。

・藤野芸術の家

三浦ふれあいの村

期 間 平成26年度~平成29年度

限度額

3億7,101万円

[県民局次世代育成部青少年課 TEL 045-210-3830]

期間

平成 26 年度~平成 29 年度

限度額

4億3,935万円

「教育局支援部子ども教育支援課 TEL 045-210-8212]

Ⅱ 条例案等について

1 提出予定議案の概要

区分	提案件数
条 例 の 制 定	3 件
条 例 の 改 正	11 件
工事請負契約の締結	5 件
工事請負契約の変更	8 件
特定事業契約の変更	1 件
指定管理者の指定の変更	3 件
そ の 他	6 件
11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	37 件

2 各条例案等の概要

【条例の制定】

〇 神奈川県債権管理条例 (P10参照)

県の債権管理の一層の適正化を図るため、知事及び公営企業管理者の責務、債権の徴収、徴収の見込みのないことが明らかな債権の放棄等を定める条例を制定する。

[総務局総務室 TEL 045-210-2120]

一 神奈川県地域医療介護総合確保基金条例

国からの交付金等を原資として、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進する事業を行うため、基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する。

[保健福祉局保健医療部医療課 TEL 045-210-4860]

〇 民生委員定数条例

第3次一括法の制定による民生委員法の一部改正に伴い、厚生労働大臣の定める基準を参酌 して民生委員の定数を定める条例を制定する。

[保健福祉局福祉部地域福祉課 TEL 045-210-4740]

【条例の改正】

○ 神奈川県立かながわ女性センター条例の一部を改正する条例(P11参照)

かながわ女性センターの移転に伴い、名称及び所在地を変更するとともに、男女共同参画支援室の使用料を新設するなど、所要の改正を行う。

[県民局くらし県民部人権男女共同参画課 TEL 045-210-3630]

○ かながわトラストみどり基金条例の一部を改正する条例(P12参照)

かながわトラストみどり基金の処分対象を追加するため、所要の改正を行う。

「環境農政局水・緑部自然環境保全課 TEL 045-210-4301]

○ 神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例の一部を改正する条例 (P13参照)

花と緑のふれあいセンター(花菜ガーデン)の運営の見直しに伴い、休園日数及び入園料金を変更するため、所要の改正を行う。

「環境農政局農政部農政課 TEL 045-210-4401]

○ 事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定事務を川崎市及び相模原市に移譲するなど、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することについて、対象市の追加等をするため、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課 TEL 045-210-3161]

○ 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

第4次一括法の制定による土壌汚染対策法の一部改正及びマンションの建替えの円滑化等に 関する法律の一部改正に伴い、指定調査機関の指定申請手数料等を新設するため、所要の改正 を行う。

「総務局財政部財政課 TEL 045-210-2251]

○ 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例の一部改正に伴い新設する手数料のうち、収入証紙により徴収する手数料を規定するため、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課 TEL 045-210-2251]

〇 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人(2法人)を新たに指定するなど、所要の改正を行う。

[県民局くらし県民部NPO協働推進課 TEL 045-210-3700]

〇 大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定 による排水基準を定める条例の一部を改正する条例

環境省令の一部改正に伴い、カドミウム及びその化合物の排水基準に関し、所要の改正を行う。

[環境農政局環境部大気水質課 TEL 045-210-4120]

○ 神奈川県立衛生看護専門学校条例の一部を改正する条例

衛生看護専門学校の准看護師養成を看護師養成に転換することに伴い、平成26年度をもって 准看護学科を廃止するため、所要の改正を行う。

「保健福祉局保健医療部保健人材課 TEL 045-210-4742]

○ 神奈川県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

谷ヶ原太陽光発電所の完成に伴い、同発電所を電気事業に追加するなど、所要の改正を行う。 「企業局総務室 TEL 045-210-7011]

○ 神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例

事業運営の透明性を高めるため、死亡その他の理由により納入見込みのない水道料金の免除について、上限額を定めるとともに、免除した件数及び金額の合計を議会に報告することに関し、所要の改正を行う。

[企業局水道部経営課 TEL 045-210-7210]

【工事請負契約の締結】 (P14参照)

県庁新庁舎等の改修・増築工事などの工事請負契約を締結する。

	名 称	工事の場所	工事請負金額
1	新庁舎改修及び増築工事 (建築) 請負 契約	横浜市中区元浜町1-3	83 億 9, 160 万円
2	新庁舎改修及び増築工事 (衛生) 請負 契約	横浜市中区元浜町1-3	10 億 6, 920 万円
3	本庁庁舎電気設備改修工事請負契約	横浜市中区日本大通1 (本庁舎) 横浜市中区元浜町1-3 (新庁舎) 横浜市中区元浜町2-12 (第二分庁舎)	44 億 4, 420 万円
4	平成 26 年度相模川流域下水道左岸処理場特別高圧受変電設備改築工事公共(その 2 債務負担)請負契約	茅ケ崎市柳島地内	7 億 8, 840 万円
(5)	松田警察署新築工事 (建築) 請負契約	足柄上郡松田町松田庶子 477 番地の 1	11億1,710万8,800円

①から③まで[総務局財産経営部施設整備課 TEL 045-210-2550]

- ④[県土整備局河川下水道部下水道課 TEL 045-210-6440]
- ⑤[警察本部総務部施設課 TEL 045-211-1212 内線2261]

【工事請負契約の変更】

賃金等の変動に基づく請負代金額の変更条項の適用などに伴い、工事請負契約を変更する。

	名称	請負	金額	請負契約者	
	2日 7外	変更後	変更前	前 只 关	
1	一般国道 134 号擁壁 改修工事請負契約	12億4,652万8,597円	12億2,686万7,197円	西松・三幸・日髙特定建設 工事共同企業体	
2	都市計画道路安浦下 浦線深礎擁壁新設工 事請負契約	24 億 8, 955 万 1, 182 円	19億1, 113万830円	熊谷・ガイアート・田中石 材土木特定建設工事共同 企業体	
3	都市計画道路安浦下 浦線深礎擁壁(北側 工区)新設工事請負 契約	10億5,420万1,066円	9億1, 592万8, 083円	西武・新栄重機土木特定建 設工事共同企業体	
4	一般国道 129 号戸田 交差点立体交差工事 請負契約	29 億 6, 896 万 920 円	27億8, 250万円	フジタ・フジタ道路・テク ノジャパン特定建設工事 共同企業体	
(5)	二級河川境川河川改修(護岸工)工事請 負契約	11 億 6, 254 万 2, 027 円	11億4, 459万6, 747円	鹿島・大和小田急・タイヨ 一特定建設工事共同企業 体	
6	一級河川矢上川地下 調節池中間立坑本体 工事請負契約	36億4,272万9,000円	35億5, 425万円	大林・西松・大本特定建設 工事共同企業体	
7	酒匂川流域下水道箱 根小田原幹線管渠築 造工事(その1)請 負契約	9億4,155万3,396円	9億2,867万1,156円	西武・新栄重機土木特定建 設工事共同企業体	
8	横須賀警察署新築工 事(建築)請負契約	15億4,406万1,240円	14億5,668万6,000円	紅梅・北沢特定建設工事共 同企業体	

- ①[県土整備局道路部道路管理課 TEL 045-210-6350]
- ②、③及び④「県土整備局道路部道路整備課 TEL 045-210-6420]
 - ⑤及び⑥[県土整備局河川下水道部河川課 TEL 045-210-6490]
 - (7) [県土整備局河川下水道部下水道課 TEL 045-210-6440]
 - ⑧「警察本部総務部施設課 TEL 045-211-1212 内線2261]

【特定事業契約の変更】

〇 特定事業契約の変更について

花と緑のふれあいセンター(花菜ガーデン)の運営の見直しに伴い、維持管理費及び運営に関する費用について、特定事業契約(PFI)を変更する。

「環境農政局農政部農政課 TEL 045-210-4401]

【指定管理者の指定の変更】

緊急財政対策により民間への移譲について検討するとした県有施設について、引き続き調整を要するため、指定管理期間を2年間延長する。

	施設の名称	指定	期間	指定管理者の名称					
	旭畝の石が	変更後変更前		相足官垤有0万石桥					
1	藤野芸術の家	H23. 4. 1∼H30. 3. 31	H23. 4. 1∼H28. 3. 31	(一般社団)かながわ青少年協会					
2	芦ノ湖キャン プ村	H23. 4. 1∼H30. 3. 31	H23. 4. 1∼H28. 3. 31	Fun Space(株)					
3	三浦ふれあい の村	H23. 4. 1∼H30. 3. 31	H23. 4. 1~H28. 3. 31	(公財)横浜YMCA					

- ①[県民局次世代育成部青少年課 TEL 045-210-3830]
- ②「産業労働局産業・観光部観光課 TEL 045-210-5760]
- ③「教育局支援部子ども教育支援課 TEL 045-210-8212]

【その他】

〇 債権の放棄について

配水管等き損に伴う賠償金(1債権54,480円)の1債権を放棄する。

「企業局財務部財務課 TEL 045-210-7030]

○ 和解について

県立学校における部活動中の事故に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条による 横浜地方裁判所からの和解勧告に基づき和解する。

「教育局支援部学校支援課 TEL 045-210-8210」

○ 調停について

インベスト神奈川(神奈川県産業集積促進方策)における施設整備等助成金の返還に関する債務不存在確認請求事件に係る調停を成立させるため、地方自治法第96条第1項の規定により提案する。

[産業労働局産業・観光部産業立地課 TEL 045-210-5570]

○ 当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法第4条第1項の規定により、平成27年度における宝くじの発売について議決を得るため提案する。(平成27年度発売総額 270億円以内)

「総務局財政部財政課 TEL 045-210-2290]

○ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更について

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の一層の経営の透明化及び組織執行体制の強化を図るため、公告方法の追加、役員の定数増など、定款を変更する。

「保健福祉局保健医療部県立病院課 TEL 045-210-5040】

〇 地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期目標

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の中期目標について、平成27年度を初年度とする第二期中期目標を定める。

[保健福祉局保健医療部県立病院課 TEL 045-210-5040]

問い合わせ先

- I 補正予算案について 神奈川県総務局財政部財政課 副課長 篠田 電話 045-210-2251 予算編成グループ 黒岩 電話 045-210-2262
- Ⅲ 条例案等について 神奈川県政策局総務室 企画調整担当課長 平井 電話 045-210-3012 企画調整第一グループ 髙野 電話 045-210-3022

医療・介護サービスの提供体制を確保する取組み ~ 在宅医療重点整備 ~ (地域医療介護総合確保基金事業)

1 目 的

団塊の世代が後期高齢者となる2025年(平成37年)に向けて、医療・介護サービスの提供体制を強化するため、消費税増収分等を財源として活用した新たな基金を設置し、県計画に基づき事業を実施する。

2 取組みの基本的な考え方

- 高齢化が急速に進展する中、県は、健康寿命を伸ばし、高齢になっても誰もが健康 に暮らせるよう、「未病を治す」取組みを推進している。
- 一方、医療や介護が必要となった場合に、地域で安心して療養しながら生活できる体制の整備が必要となる。
- そこで、急性期から在宅医療・介護まで一連のサービスが提供できるよう、市町村や 関係団体等と連携しつつ、在宅医療・在宅歯科医療の提供体制の整備・充実、医師や看 護職員等の確保・育成に取り組む。

3 補正予算額 39億8,488万円

- (1) 地域医療介護総合確保基金の造成等 38億5,304万円
- (2) 地域医療介護総合確保基金事業の実施 1億3,184万円

【基金事業の概要】

	事業名	事業内容	補正予算額
(① 在宅医療の提供に関す	る事業	2,691万円
1	新 在宅医療地域連携 拠点づくり強化事業 費補助	地域の在宅医療関係者の連携や、在宅医療提供体制の充実を 図るため、市町村が行う医師会と連携した在宅医療地域連携拠 点の整備に対して助成する。	2,334万円
2	新 在宅看取り検案研 修事業費	在宅での看取りや亡くなった後の検案*に対応できる地域の 医師を育成するための研修を実施する。 ※検案:死体の外見から死因を判断すること。	60万円
3	第 退院支援委員会開 催事業費補助	精神科病院の医療保護入院者が退院後に地域生活へ円滑に移 行できる環境を整備するため、各病院が開催する退院支援委員 会に係る経費に対して助成する。	227万円
4	新 訪問薬剤師育成研 修事業費補助	在宅医療へ参画できる薬局を増やすため、県薬剤師会及び県 病院薬剤師会が行う在宅医療を支える薬剤師を育成する研修経 費に対して助成する。	30万円
5	第 在宅医療用麻薬等 円滑供給事業費補助	在宅医療で使用する医療用麻薬や衛生材料等の供給を円滑に 行うため、県薬剤師会が行う、各地域で使用する医療用麻薬等 の規格、品目等の統一に関する協議経費等に対して助成する。	40万円

	事業名	事業内容	補正予算額
(② 在宅歯科医療の提供に	関する事業	8, 480万円
6	新 在宅歯科医療連携 拠点運営事業費	在宅歯科医療提供体制の充実を図るため、医科や介護との連携の促進や地域の相談窓口などの役割を担う在宅歯科医療地域連携室を各地域に設置する。	1,751万円
7	新 在宅歯科診療所設備整備費補助	在宅歯科医療提供体制の充実を図るため、歯科医療機関が行う在宅歯科医療用機器(ポータブルユニット等)の整備に対して助成する。	6, 023万円
8	新 在宅歯科口腔咽頭 吸引実習事業費補助	在宅で療養する要介護者への歯科保健医療推進のため、県歯科衛生士会が行う口腔咽頭吸引が可能な歯科衛生士の育成研修 経費に対して助成する。	31万円
9	新 歯科技工士養成校 設備整備費補助	歯科技工士の人材育成及び在宅歯科医療推進のため、歯科技工士養成校が行う学生等への新たな教育に必要な設備整備に対して助成する。	675万円
(③ 医療従事者の確保に関	する事業	2,012万円
10	(新) 総合診療医育成事 業費補助	特定の診療科や地域による医師の偏在や、高齢化の進展に伴う高齢者医療の増加に対応するため、横浜市立大学が行う新たに専門医に位置づけられた総合診療専門医の育成のために必要な経費に対して助成する。	646万円
11	医師事務作業補助 者配置事業費補助	大学病院勤務医の負担軽減を図るため、県内医科大学病院が行う医師の事務作業を代行する医師事務補助者の増員を促し、 医師が専門性を要する本来の診療業務に専念できる環境を整備する費用に対して助成する。	719万円
12	帝王切開術対応医師確保事業費補助	分娩取扱施設が減少傾向にある中、地域における安心・安全 な分娩提供体制を維持するため、医療機関が帝王切開術のため に必要な産科医師を確保する経費に対して助成する。	616万円
13	新 薬剤師復職支援事業費補助	薬剤師不足への対応を図るため、県病院薬剤師会が行う復職 希望の薬剤師への研修経費に対して助成する。	30万円

問い合わせ先

(全般、1、2、6、7、10~12について)

保健福祉局保健医療部医療課課長中澤電話045-210-4860(3について)保健福祉局保健医療部保健予防課課長河鍋電話045-210-4772(4、5、13について)保健福祉局生活衛生部薬務課課長廣武電話045-210-4960(8について)保健福祉局保健医療部健康増進課課長川名電話045-210-4770(9について)保健福祉局保健医療部保健人材課課長青木電話045-210-4742

神奈川県債権管理条例案の概要

1 目 的

県の債権に関し、その管理の一層の適正化を図り、もって健全な行財政の運営に資することを目的とする。

2 内容

- (1) 知事及び公営企業管理者の責務
 - ・ 知事及び公営企業管理者は、法令、条例及び規則に基づき、適切かつ効率的に 県の債権を管理すること。
- (2) 債権の徴収
 - 履行期限までに履行しない者があるときは、速やかに督促を行うこと。
 - ・ 督促をしてもなお履行されないときは、債務者の状況等を総合的に勘案し、保証人への履行請求や強制執行、訴訟手続を行うこと。
 - ・ 訴訟手続による履行請求に当たっては、債権者の申立てに基づき裁判所が支払 いを督促する「支払督促の申立て」を積極的に行うこと。
- (3) 債権の放棄
 - ・ 県の債権について、債務者の破産や所在不明等により将来にわたり徴収の見込 みのないことが明らかな場合で、その額が500万円以下であるときは、放棄でき ること。
- (4) 議会への報告
 - ・ (3)により債権を放棄したときは、その内容を次の議会に報告しなければならないこと。
- (5) 情報の利用
 - 履行期限までに履行しない者があるときは、その管理に必要な範囲内で、他の 債権の情報を利用できること。

3 施行期日

平成27年1月1日

問い合わせ先

総務局総務室

総務室長 大久保 電話 045-210-2120 経理担当課長 曽根 電話 045-210-2124

神奈川県立かながわ女性センター条例の一部を改正する 条例案の概要

1 目 的

かながわ女性センターは、県の男女共同参画推進拠点として必要な機能に特化した上で、平成27年4月に藤沢合同庁舎に移転する。この移転に伴い、名称及び所在地を変更するとともに、男女共同参画支援室の使用料を新設するなど、所要の改正を行う。

2 内容

(1) 名称の変更

名称を、「神奈川県立かながわ女性センター」から「神奈川県立かながわ男女共同 参画センター」に改める。

(2) 所在地の変更

所在地を、藤沢市鵠沼石上2丁目7番1号(藤沢合同庁舎内)に改める。

(3) 利用を承認する施設と使用料

県民が利用できる施設と、その使用料は、次のとおりとする。

区分	単	位	平	日	日曜日、 及び休日	土曜日
	午前9時から4	午前 11 時まで	2時間	につき	2時間	につき
	午前 11 時から	午後1時まで				
男女共同参画支援室A	午後1時から4	午後3時まで		800 円	同	1,000円
男女共同参画支援室B	午後3時から	午後5時まで				
	午後5時から4	午後7時まで	同	1,000円		
	午後7時から4	午後9時まで	<u>1</u>	1,000 🗇		
	午前9時から	午前 11 時まで				
	午前 11 時から	午後1時まで	同	1 000 ⊞	同	1. 940 ⊞
男女共同参画支援室C	午後1時から4	午後3時まで	[H]	1,000円	H]	1,240円
男女共同参画支援室D	午後3時から4	午後5時まで				
	午後 5 時から4	午後7時まで		1 240 ⊞		
	午後7時から4	午後9時まで	同	1,240円		

3 施行期日

平成27年4月1日

※ ただし、男女共同参画支援室は、平成 27 年4月1日以降の利用について、平成 27 年3月1日から申し込みが可能となる。

問い合わせ先

県民局くらし県民部人権男女共同参画課

課長 丸山 電話 045-210-3630

男女共同参画グループ 原 電話 045-210-3640

かながわトラストみどり基金条例の一部を改正する条例案の概要

1 目 的

県有緑地において、より柔軟に必要な規模の維持管理を実施することにより、防災対 策を講じるとともに、都市のみどりの質を向上させる必要があるため、所要の改正を行 う。

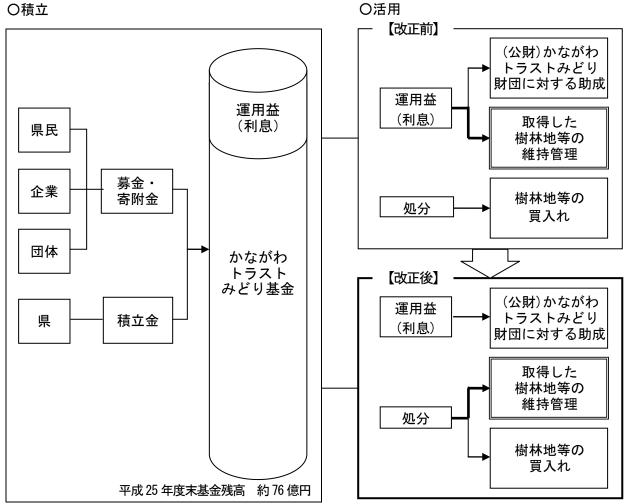
2 内容

「かながわトラストみどり基金」等により取得した樹林地等の維持管理を、「基金運 用益」により実施する事業から「基金の処分」により実施する事業に変更する。

3 施行期日

平成27年4月1日

【参考】かながわトラストみどり基金の概要 〇積立



問い合わせ先

環境農政局水·緑部自然環境保全課

課長 秋山 電話 045-210-4301 調整グループ 荒 電話 045-210-4306

神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例の一部 を改正する条例案の概要

1 目 的

県立花と緑のふれあいセンター"花菜ガーデン"において、施設のメンテナンスに十分な日数を確保するため、休園日の日数を見直すとともに、季節の移り変わりに合わせて、柔軟に入園料金を設定することで、運営の安定を図るため、入園料金の上限額について、所要の改正を行う。

2 内容

(1) 休園日の見直し

知事の承認を得て、指定管理者が定めることができる休園日の日数を、「10 日の範囲内」から「30 日の範囲内」とする。

(2) 入園料金の上限額の見直し

繁忙期と閑散期に応じた入園料金を設定する変動利用料金制の導入を図るため、次のとおり改正を行う。

区分	改江	E後	現行	
20 歳以上 65 歳未満の者(学生及び高校生(中等教育学校の後期課程に在学する者を含む。以下同じ。)を除く。)	1 人につ	き 1,000円	1人につき	520 円
学生 高校生 20 歳未満の者(小学生及び中学 生(中等教育学校の前期課程に在 学する者を含む。以下同じ。)を 除く。) 65 歳以上の者	同	750 円	同	310 円
小学生及び中学生	同	500 円	同	210 円

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

【参考】平成27年4月以降の入園料金

平成27年4月以降の入園料金(変動利用料金制)については、条例の公布後、指定管理者が知事の承認を得て決定します。

問い合わせ先

環境農政局農政部農政課

課長 西田 電話 045-210-4401 調整グループ 増田 電話 045-210-4407

工事請負契約の締結(新庁舎改修及び増築工事関係の概要)

1 目 的

大規模地震・津波発生時における本庁機能の確保に向け、新庁舎の地震・津波対策工事を行 う。

2 主な工事内容

(1) 新庁舎改修

建物概要:鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階地上13階建て、延べ床面積39,403.33㎡

- ・免震装置の設置(地下1階)
- ·駐車場整備(地下1階)
- 「みんなのトイレ」の設置(各階)
- ・非常用エレベーターの整備
- ・内装の不燃化
- ・窓サッシ、外装アルミパネルの改修

(2) エネルギーセンター棟増築

建物概要:鉄骨造(一部鉄骨鉄筋コン クリート造)、地下1階地上4階建て、

延べ床面積 2,677.72 m²





・エネルギーセンター棟と新庁舎を結ぶデッキを2階に設置

3 請負契約の内容

工事名称	請負契約金額		
新庁舎改修及び増築工事(建築)	83 億 9, 160 万円		
新庁舎改修及び増築工事(衛生)	10 億 6, 920 万円		
本庁庁舎電気設備改修工事	44 億 4, 420 万円		

4 工事スケジュール

平成 26 年度		平成 27 年度				平成 2	8 年度	
第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
エネル	ギーセンタ・	一棟増築工						
		新庁舎	內部改修二	上事				
					新庁	舎免震化工	事	
						新庁舎外	装改修工事	-

問い合わせ先

総務局財産経営部施設整備課 課長 村島 電話 045-210-2550

